

(社)兵庫労働基準連合会西脇事務所規則

第1章 総則

- (名称) 第1条 本事務所は(社)兵庫労働基準連合会西脇事務所(以下事務所という)と称する。
- (所在地) 第2条 事務所は西脇労働基準協会(以下協会という)内に置く。
- (目的) 第3条 事務所は労働安全衛生法に定める技能講習等を実施する。

第2章 事務局

- (職員) 第4条 事務所の事務を処理するため事務局を設け、職員若干名を置く。
1. 所長 1名 (事務局長を充てる)
 2. 実施管理者 若干名
 3. 監事 2名 (協会監事が兼任)
 4. 職員 若干名 (協会職員が兼任)
2. その他事務局の運営等(技能講習実施要領)については別に定める。

第3章 資産及び会計

- (資産の管理等) 第5条 1. 技能講習にかかる繰越金及び欠損金は事務所の損益とする。
2. 資産管理及び処分は(社)兵庫労働基準連合会及び協会の定める方法によるものとする。
- (業務計画等) 第6条 事務所の毎年度の講習実施計画は事務所において立案し、(社)兵庫労働基準連合会、協会理事会及び総会へ報告すること。
- (予算決算等) 第7条 事務所の毎年度の予算は事務所において立案し、(社)兵庫労働基準連合会、協会理事会及び総会へ報告する。また決算は遅滞なくその年度末の財務諸表を作成し、監事の監査証明書と共に(社)兵庫労働基準連合会、協会理事会及び総会に報告すること。
- (会計年度) 第8条 事務所の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日迄とする。
- (規則の施行) 第9条 この規則は平成17年4月1日より施行する。

第4章 附則

制定 平成17年4月1日